

■ 解 説 ①

# 米朝首脳会談と北朝鮮の「非核化」に関する 憲法学の視点

小沢 隆一

## はじめに

本誌への初めての寄稿である。私はもっぱら社会科学に関心を寄せる自然科学に明るくない者なので、本ニュースの読者の皆さんの興味関心に応えられるか心許ないが、6月12日の米朝首脳会談と、そこで取り上げられた北朝鮮の「非核化」問題をどうとらえたらよいか、一人の憲法学者の意見としてお読みいただきたい。

## 1. 朝鮮戦争から続く対立・対抗の果てに

今回の会談とそのテーマを戦後史の中でとらえることが大事だと思う。すなわち1950年の朝鮮戦争に始まる米朝の対立と軍事的対峙の中でとらえるということである。さもないと、とらえ方がつい「近視眼」的になってしまうのではなかろうか。

アメリカにとって昨今の北朝鮮による核とミサイルの開発は、自国本土にまで核ミサイルが到達可能になったという意味で脅威なのだろう。また、インド、パキスタンに続くNPT体制への新たな挑戦者として、しかもイランと同様にアメリカの世界戦略に敵対する姿勢を崩さない（いわゆる「ならず者国家」）としても脅威なのだろう。しかし、立場を逆転させて考えれば、北朝鮮にとってアメリカは、すんでのところで国家を打倒されかけた朝鮮戦争以来、ずっと脅威であり続けたし、いまでもそうである。朝鮮戦争は、1953年7月に休戦協定を結んだまま（当事者は、米、中、北朝鮮、韓国の当時の李承晩政権は署名を拒否した）なのであるから。4月の南北首脳会談は、この朝鮮戦争を年内に集結させると合意した。そして米朝会談もその合意を確認した。これによって朝鮮戦争の終結が、現実的な日程にのぼってきている。これは、戦後のアメリカを含む東アジアの歴史において画期的なことである。

北朝鮮の核ミサイル開発は、1994年の米朝枠組み合意や2005年の6ヶ国共同声明など様々な段階での「非核化」の動きを経つつも、基本的には、朝鮮戦争以来のアメリカ（と韓国）による「武力による体制変更」を回避する（すなわち「体制保証」）ための最も確実な方策として選び取られたものである。だとすれば、北朝鮮の「非核化」は、この朝鮮戦争由来の「北朝鮮にとっての脅威」を解除すること、すなわち朝鮮戦争の終結と平和協定の締結がカギであることは見やすい道理である。このことについて眼を背けるか自らの眼を曇らせる者は、この重要な外交案件をとらえるセンスが問われるであろう。そのことは、朝鮮戦

争の終結の歴史的意義をつかむこと、それと北朝鮮の「非核化」を関連付けて理解すること、そのために日本を含めた関係国がなすべきことを明らかにすることが、米朝会談の意義と今後を読み解く上で必要不可欠な視点であることを教えてくれる。

## 2. 朝鮮戦争の悲惨さとその重みを胸に刻むこと

足かけ4年にわたって続いた朝鮮戦争の被害者は、正確な数字がわかっていない。和田春樹『朝鮮戦争全史』（岩波書店・2002年）では、北朝鮮が約272万人、韓国が約133万人で、単純に足すと合計405万人と推測されている（462頁）。それ以外に中国人民志願軍やソ連空軍、米軍などの「朝鮮国連軍」なども加わる。それらを含めて400万人台後半から500万人位のどこかだとすると、それだけの人々が殺し合う戦争が、南北3000万人、在満70万と言われる朝鮮民族が住む地域で繰り広げられたのである。地域人口に対する戦争犠牲者の比率では、沖縄戦に匹敵すると言ってもそれほど間違いではなかろう。かの「イムジン河」の歌詞が哀しく伝える民族の同朋同士の血で血を洗う戦いの果てにである。朝鮮戦争当時に戦闘以外に虐殺や弾圧、家族の離散がどのように起き、それがどれほど大規模で悲惨なものだったかは、金東椿『朝鮮戦争の社会史』（平凡社・2008年）が克明に伝えてくれる。

こうした朝鮮戦争の真の姿を、私たち日本人はどれほど知っているか。その重さに思いをはせることが果たしてあったらどうか。朝鮮戦争と言えば、「朝鮮特需」が経済成長の端緒となり、これを「天佑神助」と受け止める記憶に染められてはいないであろうか。対岸で実際に何が起こっていたのかは「知る由もなかった」では済まされないだろう。朝鮮戦争の終結は、政府レベルだけではなく、まさしく南北朝鮮の民衆の悲願であって、その実現に日本政府も日本人も当事者意識をもって協力することが求められるはずである。北朝鮮による日本人の拉致問題は、それ自体として重大な人権問題であり、全容の解明と解決が早急に迫られる問題ではあるが、ことさらにそれだけを強調して他の課題に優先させるかのような政府の姿勢は、東アジアの平和実現の取り組みの中で説得力を持たないし、他国とその民衆からの理解を得られないだろう。

## 3. 9条改憲問題の根源に朝鮮戦争あり

実は、安倍首相と自民党が執念を燃やす9条改憲は、その「起源」を朝鮮戦争の時代にさかのぼることができる。また、沖縄県民をはじめとして近隣の住民を苦しめ、その恐怖の元となっている米軍基地の問題の根源も、そこにあると言える。その意味においても、朝鮮戦争とその終結は、私たちにとって決して「他人事」ではない。

朝鮮戦争は、ポツダム宣言に基づく占領管理のために日本に駐留する米軍の、講和（平和）条約締結後の取り扱いを決めるきっかけとなった。この戦争が勃発する前は、概略すると、米軍の日本駐留継続に固執する米軍部とりわけ陸軍、沖縄の基地化と本土からの米軍撤収で対応しようとするマッカーサー、両者の間で揺れ動く国務省という形で、マッカーサーを含む米側の「講和方針」が定まらない中、日本国内では、憲法9条の理念に忠実に「非武装・中立・全面講和・外国軍基地反対」の論陣を張る「平和問題談話会」に結集した知識人と総評・社会党などの論調に対して、講和交渉の早期から「米軍基地継続」の方針を持ちながらもそれを明確に打ち出すことができないままの吉田茂内閣という「構図」にあった。

ところが、1950年6月に朝鮮戦争が勃発したことで、米側の3者と日本政府との間には、「(ソ連など社会主義国家を除く)片面講和、米軍基地継続、沖縄の米軍政下での基地化」で意思統一がはかられることになる。それが、1951年9月のサンフランシスコ平和条約の締結（沖縄の米軍政下での基地化は実質的には同条約3条によって方向づけられた）と、その直後に（そそくさと）むすばれた（旧）日米安保条約を生むことになる。

朝鮮戦争の勃発は、自衛隊の前身たる警察予備隊も誕生させた。マッカーサーは、朝鮮戦争に出撃する日本配備の米軍の「穴埋め」として、すなわち国内治安維持を主たる目的とする「武装警察隊」としての警察予備隊の創設を7月に指令する。この警察予備隊が、1952年の保安隊への組み替えを経て、1954年には「国防」を堂々と目的に掲げる自衛隊へと「変身」を遂げていくのである。ここに「安保（に基づく米軍駐留）と自衛隊」という憲法9条の体制を掘り崩すシステム（体制）の構築を見るのである。今日の「安保・自衛隊」のシステムは、2015年の安保法制によって集団的自衛権の行使や世界大に広げられた自衛隊による米軍等への「後方支援」に踏み込むまでに日米共同作戦態勢として整備されてきているが、その原点は、1950年の朝鮮戦争から1954年の自衛隊創設にいたる時期とそこでの出来事にある。それは、今の9条改憲問題の「スタート地点」もそこにあることを意味する。

#### 4. 北朝鮮の「非核化」が平和をもたらすか、そのためには…

9条改憲策動が朝鮮戦争に端を発しているとするれば、その「終結」は、この策動の必然性、必要性

がなくなることを、少なくとも論理的には意味する。すなわち、理屈の上では、「米軍駐留と自衛隊による再軍備」によって憲法9条の体制が脅かされる以前に戻ることになる。それは、「平和問題談話会」などが唱えた「非武装・外国軍基地撤去」という憲法9条の本来の理念が再生することでもある。

「日米安保（に基づく駐留米軍）と自衛隊」の抑止力に対して、日本国民の中に根強い信頼感が存在することを知らない、私ではない。安保・自衛隊の歩んだ60余年の歴史は、一朝一夕で変わるものではなかろう。安保条約の廃棄と軍事同盟体制からの脱却、自衛隊の改組・解散に至るまでには、一定の（かなり長い）プロセスが必要となることも十分に想定している。しかし、朝鮮戦争がもつ重大な歴史的意味を前述のようにとらえる者として、その「終結」が自ずともつ（もたざるをえない）同様に重大な意味を正面からとらえるならば、これが「憲法9条の再生」、少なくともその端緒と見ることを妨げるものはないはずである。「事物の真理」を探究する自然科学者が多く集う本誌の読者の皆さんに、こうした私の認識の正邪をぜひご判断いただきたい。

ついでに補足すると、北朝鮮の「非核化」が朝鮮戦争の終結を「呼び出す」として、それだけで収まるだろうか。そもそも、北朝鮮にとっての「非核化」とは、すでに開発して保有済みの核兵器を放棄することまで含むのだろうか、それとも今後の開発を断念することを意味するのだろうか。アメリカや日本などは、もちろん前者を望んでいようが、それを達成しながら、自分たちの核政策は温存する、すなわち米核戦略は維持され、日本はその「核の傘」（拡大抑止）の下に庇護されるという「虫のよい」ことを考えてはいないか。しかし、そのような「もくろみ」は、あまりにも手前勝手ではないのか。北朝鮮に保有している核兵器の放棄を含めた「完全なる非核化」を求めるならば、北朝鮮に対する恒常的な威嚇の意味を持つ米核戦略の見直しも必須ではなかろうか。またもし仮にそれが実現すれば、ロシアや中国の核戦略も変更を迫られるだろう。それは、まさに「核兵器禁止条約」が展望する「核なき世界」への一歩となるだろう。

核兵器のない世界の下では、憲法9条による「非武装・外国軍基地撤去」の体制は、今よりもはるかに実現、維持しやすい。9条の実効化を核兵器の廃絶が支えるという関係になる。「ヒロシマのある国で、しなければならないこと」とは、こうしたことを世界に対して発信していくことではないのか。9条改憲を阻止してその実現をはかること、アジアの軍事同盟体制を終わらせること、核兵器を廃絶することは「三位一体」の課題であることが、憲法学者としての私の目には、今浮かび上がっている。

【東京慈恵会医科大学】